

未来社会創造事業

知的財産マネジメント 基本方針



国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

未来創造研究開発推進部
知的財産マネジメント推進部

目次

1. 目的.....	3
2. 本基本方針の対象.....	3
3. 本方針の適用の期間.....	3
4. 本方針で用いる用語の定義.....	3
5. 研究開発代表者の責務.....	3
(1) 知財財産の創出・保護・管理・活用方針の明確化.....	4
(2) 知的財産マネジメントの強化.....	4
(3) 秘密保持・第三者開示の管理.....	4
(4) 外部評価等の実施と反映.....	5
6. 委託研究契約書において定められ、委託研究機関に適用される事項.....	5
(1) 知的財産権の帰属(知財条項第2条).....	5
(2) 無償譲渡(知財条項第2条第2項).....	6
(3) 無償実施許諾.....	6
7. 参画機関間の共同知財協定と、当該協定で定める事項.....	6
(1) 共同知財協定の提出義務.....	6
(2) 知的財産マネジメントの実施体制の整備.....	6
(3) 秘密保持.....	6
(4) 本研究成果の第三者への開示の事前承認.....	7
(5) フォアグラウンドIP非承継時の手続き.....	7
(6) 共有するフォアグラウンドIPの実施.....	7
(7) 知的財産権の実施許諾.....	7
(8) フォアグラウンドIPの移転先への義務の承継.....	8
(9) 本課題の実施体制の変更への対応.....	8
(10) 共同知財協定の有効期間.....	9
(11) 外部機関の参画.....	9
(12) 共同知財協定の内容の見直し.....	9
8. 未利用成果等の活用促進.....	9
9. 実施許諾の一括管理.....	9
10. 本方針の有効な代替手法・方針.....	9
11. 委託研究契約書と本方針の関係.....	9
12. その他・改訂履歴.....	9
(参考) 本方針で用いる用語の定義.....	11

未来社会創造事業における知的財産マネジメント基本方針

1. 目的

未来社会創造事業（以下、「本事業」という。）は、新しい試みに果敢に挑戦するハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進によって、経済・社会的にインパクトのある非連続なイノベーションを積極的に生み出す取組みである。

本基本方針（以下、「本方針」という。）は、本事業で採択された課題（以下、「採択課題」という。）において得られる論文等の知的創造物及び特許を中心とした知的財産権などの成果（以下、「本研究成果」という。）を効果的に創出・権利化し、公表・秘匿、及び活用に関する統合的指針の決定を促し、研究開発と知的財産創出等活動の一体化を図ることで、本事業の求めるイノベーションの創出に資する活動とすることを目的とする。

2. 本基本方針の対象

本基本方針の適用対象は、以下の（１）及び（２）とする。

（１）各採択課題の研究開発推進にあたり JST と委託研究契約等を締結している研究機関。

（２）JST と委託研究契約等を締結しないが、各採択課題の研究開発計画書に記載される、委託研究機関と共同あるいは連携して研究開発を行う共同連携機関。

各採択課題において、（１）及び（２）を総称して参画機関という。

3. 本方針の適用の期間

本方針は、平成29年6月7日から適用する。

本方針を、平成29年8月10日に改定する。

本方針を、平成29年10月31日に改定する。

本方針を、平成30年4月1日に改定する。

本方針を、令和元年5月29日に改定する。

本方針を、令和3年10月1日に改定する。

本方針を、令和5年4月1日に改定する。

本方針を、令和7年4月1日に改定する。

以後の改定においては、改定日をもって改定日以降の発足の採択課題より適用する。

4. 本方針で用いる用語の定義

巻末の参考において用語を定義する。

5. 研究開発代表者の責務

本事業における各採択課題の代表者であるプロジェクトリーダー及びプログラムマネージャー（以下、「研究開発代表者」という。）は、各々が推進する採択課題（以下、「本課題」という。）の推進にあたり（一部、応募段階の検討等を含む）、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

(1) 知財財産の創出・保護・管理・活用方針の明確化

- ① 研究開発代表者は、本研究成果を経済・社会的なインパクトのある価値へと結びつけるため、成果を着実かつ効果的に権利化することでその信頼性と優位性を確保・維持しなければならない。
- ② 研究開発代表者は、本課題の目的を達成するため、技術移転の可能性が高い知的財産を創出するための研究開発活動を計画・実施するとともに、創出され権利化された知的財産権を最大限に保護・活用すること。すなわち、研究開発活動と知的財産活動の一体化を図り、相互の活動の発展を図らなければならない。
- ③ 研究開発代表者は、研究開発の成果の権利化において、本課題の目的達成のために必要な範囲で知的財産権の強化等を図らなければならない。
また、海外での市場展開が見込まれる場合、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される外国においても権利化することを原則とする。
- ④ 研究開発代表者は、以下に挙げる「知的財産マネジメントの基本的な考え」について検討し、応募段階において当該考えを示すものとする。

[知的財産マネジメントの基本的な考え]

- ・ 知的財産のマネジメントにあたり、どのようなメンバーでどのようなマネジメント体制を構築するのかについて、研究開発代表者の基本的な考え方。
 - ・ 本課題で創出されると想定する研究成果について、知的財産として権利化する対象としない対象を区分する基本的な考え方。また、研究成果の発表・非公開についての基本的な考え方。
 - ・ 本課題実施期間中及び終了後の知的財産の権利化・維持（財源をどうするかを含む）、放棄、移転等についての基本的な考え方。
- ⑤ 研究開発代表者は、本課題の研究開発の推進にあたり、本方針の記載事項を踏まえた本課題の研究開発の推進と一体化した知的財産マネジメントを検討しなければならない。

(2) 知的財産マネジメントの強化

- ① 研究開発代表者は、自ら検討した本課題の知的財産マネジメントに基づいて、参画機関間との協議・調整等を経た合意書（以下、「共同知財協定」という。）を参加機関間で締結させ、JSTに提出しなければならない。
提出の時期、共同知財協定において定める事項については別に定める。
- ② 研究開発代表者は共同知財協定の作成、知的財産の創出・保護・活用のための体制整備と推進等、また係る合意形成、課題解決及び各種調整を支援する体制として、必要に応じて参画機関の協力のもと、知的財産運営委員会を整備するものとする。

(3) 秘密保持・第三者開示の管理

- ① 研究開発代表者は、本課題の実施に必要な範囲で、参画機関の参画・脱退、参加機関に所属する研究者等の参加・就職・異動・帰国等による本研究成果の流出の可能性とその影響について十分に検討し、必要に応じて参画機関の協力のもと、秘密漏洩・情報流出防止の管理・対応を徹底しなければならない。
- ② 研究開発代表者は、本課題の実施に必要な範囲で、情報流出防止等の観点から、自身または参加

機関に所属する研究者等により創出される本研究成果、並びに各種報告書やこれに類する資料等の公開・非公開について判断するものとし、内容及び公開・非公開時期につき、関係者と調整のうえ適切な運用を図るものとする。

(4) 外部評価等の実施と反映

研究開発代表者は、研究開発の推進における本方針の適用について、本課題の事前評価においては「知的財産マネジメントの基本的な考え」について、中間評価等においては、共同知財協定とその実施状況について、外部評価者の確認・評価等を受け、その結果を事後の活動に反映させなければならない。また、採択後の運営統括等による進捗把握時の指摘等についても適切に反映させなければならない。

6. 委託研究契約書において定められ、委託研究機関に適用される事項

(1) 知的財産権の帰属(知財条項第2条第1項)

産業技術力強化法第17条の考え方に従い、JSTは、委託研究機関が次の各号のいずれの規定も遵守することを約することを条件に、研究成果に係る知的財産権(以下、「フォアグラウンドIP」という。)を委託研究機関から譲り受けないものとする。

- ① 委託研究機関は、フォアグラウンドIPについて、委託研究契約知財条項第3条から第5条の規定を遵守すること。
- ② 委託研究機関は、JSTが産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償でフォアグラウンドIPを実施する権利をJSTに許諾すること。
- ③ 委託研究機関は、フォアグラウンドIPを相当期間活用していないと認められ、かつ、フォアグラウンドIPを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、JSTが産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、フォアグラウンドIPの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、フォアグラウンドIPを実施する権利をJSTが指定する者に許諾すること。
- ④ 委託研究機関は、第三者にフォアグラウンドIPの移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下、「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、あらかじめJSTの承認を受けること。

ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウに該当する場合は、この限りではない。

ア 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合(ただし、その子会社又は親会社には外国会社(会社法第2条第2号に規定する外国会社をいう。)は含まれないものとする。)

イ 委託研究機関が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ウ 委託研究機関が技術研究組合である場合で、委託研究機関がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

(2) 無償譲渡(知財条項第2条第2項)

委託研究機関は、次の(1)～(3)に掲げる場合において、JSTが求めるときは、フォアグラウンドIPを無償でJSTに譲り渡さなければならない。

(1) 委託研究機関が知財条項第2条第1項各号に規定する事項を遵守せず、かつ、遵守しないことについて正当な理由がないとJSTが認める場合。

(2) 委託研究契約が解除事由に該当した場合一般条項第12条第1項各号(契約の解除)又は第17条第1項若しくは第2項各号(反社会的勢力の排除)に定める解除事由に該当した場合。。

(3) 委託研究機関がフォアグラウンドIPを放棄しようとする場合。

(3) 無償実施許諾(知財条項第13条)

委託研究機関の帰属となった知的財産権について、無償譲渡条件(知財条項第2条第2項)に該当しない場合であっても、委託研究機関が本方針及び委託研究契約書知財条項を遵守せず、かつ、遵守しないことについて正当な理由がないとJSTが認める場合で、JSTから請求を受けたときは、委託研究機関はフォアグラウンドIPを無償で実施する権利をJSTが指定する者に許諾するものとする。

7. 参画機関間の共同知財協定と、当該協定で定める事項

(1) 共同知財協定の提出義務

参画機関は、参画機関間の共同知財協定を本課題開始から6ヵ月以内に締結し、研究開発代表者はその写しをJSTに提出するものとする。

当該協定は、参画機関間の共同研究契約あるいは包括協定等の一部とすることも可とする。当該協定が締結されない場合、JSTは参画機関の参加取り消し、または研究開発課題を中止することができる。

(2) 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、設置される知的財産運営委員会に、研究開発代表者が定める者を参画させるものとする。

知的財産運営委員会は、知的財産権の創出・保護・活用の推進、係る合意形成、課題解決及び各種調整を支援するものとする。

知的財産運営委員会は共同知財協定の合意、同協定の内容を踏まえた方針等の決定ならびに遂行、権利化、秘匿化、公表等に関するプロセスの決定に係る調整等を行う。また必要に応じて、実施許諾に関する当事者間の調整が難航した場合の調整を行うものとする。

知財運営委員会は、研究開発代表者、研究開発メンバー、知的財産の専門家、JST職員等から構成することができる。

(3) 秘密保持

参画機関は、自己が保有する技術情報等を他の参画機関に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続や対象範囲等をあらかじめ参画機関間で合意するものとする。

(4) 本研究成果の第三者への開示の事前承認

参画機関は、本研究成果について、研究開発代表者の承認を得ることなく、参画機関以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。本研究成果(論文をはじめ、口頭発表等も含む)の公開・開示については、その承認のために必要な手続きや対象範囲等をあらかじめ参画機関間で合意するものとする。

(5) フォアグラウンドIP非承継時の手続き

参画機関が出願前のフォアグラウンドIPを承継しない場合は、公知となる日の2ヶ月前までに、JSTにフォアグラウンドIPの内容と非承継の意思を報告するものとする。

(6) 共有するフォアグラウンドIPの実施

参画機関は、他の参画機関と共有するフォアグラウンドIPについて、原則として自由かつ無償にて実施できるものとする。

但し、自ら実施できない大学等が共有する場合において、大学等に実施機能がないことを根拠とした補償の取扱いは、以下のとおりとする。

- ・大学等が他の共有権者の意思にかかわらず第三者に自由に実施許諾できる場合、又は、他の共有権者がフォアグラウンドIPに要する経費を全額負担する場合には、大学等は補償を求めない。
- ・上記と異なる他の取扱とすることにつき参画機関間で合意し、運営統括がそれを承認した場合には、当該他の取扱とすることを妨げない。

(7) 知的財産権の実施許諾

知的財産権の実施許諾については、以下に定める通りとする。但し、他の取扱とすることにつき参画機関間で合意し、運営統括がそれを承認した場合には、当該他の取扱とすることを妨げない。

① 本課題実施期間中の研究開発活動に対する権利行使に関する制限

参画機関は、自己が保有するフォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPについて、本課題実施期間中における他の参画機関による本課題内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本課題の円滑な遂行に協力するものとする。

② 本研究成果の事業目的のための実施許諾

- ・参画機関は、自己が保有するフォアグラウンドIPについて他の参画機関から実施許諾を求められた場合には、実施許諾の条件等について協議に応じるものとする。
- ・参画機関は、自己が保有するフォアグラウンドIPについて、他の参画機関に実施許諾する場合、参画機関以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも実施許諾を受ける者にとって有利な条件で行うものとする。
- ・参画機関は、自己が保有するバックグラウンドIPであって本事業における研究成果の実施に係るものについて他の参画機関から実施許諾を求められた場合には、実施許諾の条件等について協議に応じるものとする。

- 実施許諾に関し、当事者間の協議が難航し、本研究成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、合理的な解決に努めるものとする。
- 知財運営委員会における調整が難航したとき、又は、本課題の実施期間終了後であって知財運営委員会が存続していないとき、JSTは、実施許諾に関する調整を行うことができる。
- 複数の競合関係にある者の参画が想定される場合、研究開発代表者は、それら競合関係者が相互に事業目的の自由度を確保できるよう、以下に例示する取り決めに導入することができる。

【取り決めの例示】

＜ア＞フォアグラウンドIPの無償実施対象機関

- 研究開発代表者は、本課題の実施期間終了までに、全てのフォアグラウンドIPそれぞれにつき、無償実施対象機関を指定し、「フォアグラウンドIP無償実施対象機関表」を作成するものとする。
- 各フォアグラウンドIPの無償実施対象機関は、当該フォアグラウンドIPの出願日より前から本課題に参画している機関であって、かつ、本課題への貢献が大きい機関であることを必須要件とする。「フォアグラウンドIP無償実施対象機関表」は非公表とし、終了実施報告書と共にJSTに提出するものとする。

＜イ＞無償実施対象機関への実施許諾

- 無償実施対象機関が、当該機関が無償の指定を受けているフォアグラウンドIPの実施許諾を希望するとき、フォアグラウンドIP保有者は、無償で実施許諾するものとする。
- 無償実施許諾の範囲及び期限等については、フォアグラウンドIP保有者及び実施許諾の希望者の当事者間で協議するものとする。
- 但し、上記フォアグラウンドIP保有者が自ら実施できない大学等である場合は、合理的な範囲で実施料等の対価を求めることができるものとする。

＜ウ＞無償実施対象機関以外の参画機関への実施許諾

- 無償実施対象機関以外の参画機関がフォアグラウンドIPの実施許諾を希望するとき、実施許諾の条件等について当事者間で協議するものとする。

(8) フォアグラウンドIPの移転先への義務の承継

参画機関は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、フォアグラウンドIPについて課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。承継させる義務については共同知財協定において定めるものとする。

(9) 本課題の実施体制の変更への対応

本課題の参画機関から脱退した場合においては、当該脱退した機関は、共同知財協定により自己に課された義務を引き続き負うものとし、同協定により本課題の参画期間中に発生した権利は承継しないものとする。

(10) 共同知財協定の有効期間

本研究成果の事業化に支障が生じないようにするため、本課題実施期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

(11) 外部機関の参画

研究開発代表者は外部機関を参画機関とすることができる。

参画機関となる外部機関は、共同知財協定に従うものとする。

参画機関が外部機関を参画機関としようとするときは、研究開発代表者の許諾を受けなければならない。

(12) 共同知財協定の内容の見直し

参画機関間で合意した内容は、事情の変化等に応じて再度合意した内容に見直すことができるものとする。見直し結果については、JSTに提出するものとする。

8. 未利用成果等の活用促進

JSTおよび研究開発代表者は、本研究成果から得られるアウトカムの最大化を図ることを目的に、第三者への提供又は許諾が可能な成果(サンプル、知的財産権等)について、未利用成果等の活用促進を図ることができる。参加機関は当該活用促進の活動に協力するものとする。

9. 実施許諾の一括管理

複数の知的財産権について一括で実施許諾を希望する者が現れ、当該知的財産権の権者全てが一括での実施許諾に合意する場合、知財権者がJSTに再実施権付き通常実施権を無償にて許諾することによって、JSTは当該通常実施権を一括で許諾し、対価を当該知的財産権の権者に配分することができるものとする。

10. 本方針の有効な代替手法・方針

本方針の目的・意義に則し、本事業の趣旨たる経済・社会的にインパクトのある非連続なイノベーションを積極的に生み出すという観点から更に有効な方法が検討・採用されることを妨げない。

当該、代替手法・方針については、実施に先立ちJST及び運営統括の承認を得なければならない。

11. 委託研究契約書と本方針の関係

委託研究契約書と本方針の間に不整合がある場合は、委託研究契約書を優先するものとする。

12. その他・改訂履歴

平成29年6月	第1版
平成29年8月	第1.1版
平成29年10月	第1.2版
平成30年4月	第1.3版

令和元年5月	第1.4版
令和3年10月	第1.5版
令和5年4月	第1.6版
令和7年4月	第1.7版

(参考)

本方針で用いる用語の定義

(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。

- ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下、「特許権」という。)及び特許を受ける権利
- イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下、「実用新案権」という。)及び実用新案登録を受ける権利
- ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下、「意匠権」という。)及び意匠登録を受ける権利
- エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下、「回路配置利用権」という。)及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
- オ 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下、「育成者権」という。)及び品種登録を受ける地位
- カ 前アからオの外国における各権利に相当する権利
- キ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。)並びに外国における当該著作権に相当する権利(以下、「著作権」という。)
- ク 前アからキまでに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、JST 及び参画機関が協議の上、特に指定するもの(以下、「ノウハウ」という。)を使用する権利

(2)「発明等」とは、以下に掲げるものをいう。

- ア 特許法第2条第1項に規定する発明
- イ 実用新案法第2条第1項に規定する考案
- ウ 意匠法第2条第1項に規定する意匠及びその創作
- エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第2項に規定する回路配置及びその創作
- オ 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成
- カ 著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物及びその創作
- キ ノウハウ及びその案出

(3)発明等の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに定める権利に基づく利用行為並びにノウハウの使用をいう。

(4)「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権又は著作権若しくはノウハウの使用の独占的許諾の権利をいう。)

(5)「フォアグラウンドIP」とは、本事業における研究成果に係る知的財産権をいう。

(6)「バックグラウンドIP」とは、参画機関が本事業の開始前から保有していた知的財産権及び本事業の開始後に本事業の実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

(7)「大学等」とは、以下に掲げる研究機関の総称をいう。

- ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
- イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
- ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの